

## 地方独立行政法人市立東大阪医療センター 一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：時間外労働の時間を縮減し、職員の健康維持を図る取り組みを推進する。

<対策>

○2019年 4月～ 各部署で可能な限り業務分担を行い、能率的に業務を行えるよう職員間の協力を推進する。

○2019年 4月～ 職員の意識改革を図る研修を検討のうえ実施する。

○2019年10月～ 所属長が業務プロセスの分析と業務の見直しを実施する。

目標2：年次有給休暇の取得促進を図る。

平成29年度実績6.1日に対し、一人当たり10日の取得日数を目標とする。

<対策>

○2019年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を部署ごとに把握する。

○2019年 4月～ 労働関係法令を認識し、職員の意識改革を図る研修を検討のうえ実施する。

○2019年 4月～ 夏季休暇を期間を限定しない特別休暇に見直すなど、特別休暇に加えて年次有給休暇を取得しやすくするため休暇制度の見直しを検討する。

目標3：職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう制度を利用しやすい職場環境づくりを進める。

<対策>

○2019年 4月～ 出産や育児、介護などに関連する勤務や休暇制度をとりまとめ、職員への周知を図る。

○2020年 4月～ 勤務や休暇に関する制度の利用状況を把握したうえで、制度利用の促進を図るための職員アンケートを検討する。